

## 「海洋基本計画（案）」に関する意見募集について

平成30年4月7日  
内閣府総合海洋政策推進事務局

政府は、平成19年7月に施行された海洋基本法（平成19年法律第33号）第16条に基づき、海洋基本計画を策定することとしております。

現行の海洋基本計画は、平成25年4月に策定され、これに基づき総合的な海洋政策を実施しておりますが、平成30年4月で5年が経過します。海洋基本法第16条第5項では、「おおむね5年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加える」こととされています。このため、昨今の海洋に関する情勢の変化を勘案しつつ、平成30年度からの5年間を対象とした新たな海洋基本計画を策定することとし、平成29年12月に総合海洋政策本部参与会議から総合海洋政策本部長（内閣総理大臣）等に対して提出されました意見書等を勘案し、新たな「海洋基本計画（案）」を取りまとめました。

今般、広く国民の皆様から、下記のとおり、「海洋基本計画（案）」に関する意見を募集いたします。

皆様からいただいた御意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨、御了解願います。

### 記

#### 1. 意見募集対象

海洋基本計画（案）【PDF形式】

#### 2. 意見募集要領

意見は、以下の URL より入力してください。

URL: <https://form.cao.go.jp/ocean/opinion-0002.html>

一つの意見につき、それぞれ該当する箇所を選択のうえ、一つずつ記入ください。

#### 3. 意見募集期間

平成30年4月7日（土）から平成30年4月20日（金）まで

#### 4. その他

- 意見提出に際してお聞きした個人情報の取扱いには十分注意し、いただいた意見の整理のみに利用させていただきます。
- いただいた意見の内容につきましては、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることをあらかじめ御了承ください（匿名を希望する場合は、意見提出時に明示願います）。また、意見の中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合などには、公開の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- 電話による意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

（本件連絡先）

内閣府総合海洋政策推進事務局  
電話 03-6257-1767（代表）